

令和3年度
民生委員児童委員の選任にかかる実態と
意向に関する調査報告書

【旭川市の単位民児協分】

1. 調査概要

(1)目的

委員候補者の発掘や退任意向のある委員への留任の働きかけ等、具体的な手立てを研究する。

(2)調査対象

旭川市内法定単位民生委員児童委員協議会 34民児協

(3)調査時期等

- 調査時点 令和3年4月1日
- 調査機関 令和3年6月1日～7月31日

(4)調査方法

- 調査票の配布 各市町村民児協に対して調査票を送付する。特に、市連合民児協に対しては単位民児協への調査票の配布を依頼。
- 調査票の回収 返信用封筒を同封し、上記調査対象民児協から本連盟が委託する事業者
に直接調査票を送付してもらう。

(5)回収率

	対 象	回答数	回収率
旭川市	34	34	100.0%

(6)その他

本調査の実施にあたって選考調査との相関性を担保することから、令和2年度市町村民児協基本調査の委託事業者であった、一般社団法人ウェルビーデザインに、集計、分析、報告書執筆等の業務を委託。

2. 調査結果（単純集計）

I 早期退任者の留任に関する取り組み

設問1 退任の意向を確認する予定時期【単一回答】

	旭川市N=34		他市 [※]	
	個数	割合	個数	割合
ア. 令和3年6月以前	0	0.0%	5	2.4%
イ. 令和3年7～9月頃	3	8.8%	15	7.2%
ウ. 令和3年10～12月頃	10	29.4%	66	31.6%
エ. 令和4年1～3月頃	16	47.1%	75	35.9%
オ. 令和4年4月以降	5	14.7%	48	23.0%
合計	34	100.0%	209	100.0%

※ 函館市を除くN=209

設問2 退任意向のある委員へ確認を行う主な者【単一回答】

	旭川市N=34		他市 [※]	
	個数	割合	個数	割合
ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）	32	94.1%	148	70.8%
イ. 行政職員以外の民児協事務局	0	0.0%	9	4.3%
ウ. 行政職員（部課長等の管理職員）	0	0.0%	13	6.2%
エ. 行政職員（一般職員）	0	0.0%	16	7.7%
オ. 市町村長	0	0.0%	1	0.5%
カ. その他	2	5.9%	22	10.5%
合計	34	100.0%	209	100.0%

※ 函館市を除くN=209

カ. その他の記載内容（2）

- 地区役員
- 推薦準備委員会

設問3 活動継続が可能と思われる75歳未満の委員に対して留任の働きかけをする主な者【単一回答】

	旭川市N=34		他市 [※]	
	個数	割合	個数	割合
ア. 特に留任の働きかけをしていない	4	11.8%	25	12.0%
イ. 民児協会長等役員（連合会長等も含む）	29	85.3%	146	69.9%
ウ. 行政職員以外の民児協事務局	0	0.0%	1	0.5%
エ. 行政職員（部課長等の管理職員）	0	0.0%	10	4.8%
オ. 行政職員（一般職員）	0	0.0%	12	5.7%
カ. 市町村長	0	0.0%	1	0.5%
キ. その他	1	2.9%	14	6.7%
合計	30	100.0%	209	100.0%

※ 函館市を除くN=209

キ. その他の記載内容（1）

- 地区役員

設問4 一斉改選や中途退任の意向を示された委員に対する働きかけなど、留任に向けての工夫【自由記述】

- 退任理由を聞き取り、その課題を役員会等で解決を導き再任を促す。
- 一度は留任への働きかけをしますが、やむを得ない場合はあきらめる。
- 一人で背負うことがないので役員に相談ください。
- 現況の理解を求め、情状訴え、泣き落とし。
- 退任理由の確認をする。仕事で研修会等に参加出来ない場合はそれを認めて、再任を働きかける。
- 退任の理由の確認（意外と民児協の中で孤立・自分は何の役にも立っていない等）をし、不安と自己嫌悪を取り除いてあげ、皆で助け合う会の運営を説明。
- その委員の再考を担当の町内会会長等に相談する。
- 一斉改選や中途退任の意向を示された時、市民委員会や町内会長を含めて、後任の人選を話し合い、留任に付いては、定例会議等で民生委員を継続することを話しています。
- 個別に協議を行っている。
- 担当地区関係者及び委員・役員で慰留に努めている。
- 一斉改選で退任意向のある委員には、健康上に問題のない委員には留任の働きかけを行い、委員が後任者を探された場合に後任者が適任か委員と会長等が調査の上委員を決める。
- 退任するか否かばかりではなく、退任する場合の主たる理由を聴取し、協議会（会長）として留任してもらえるよう改善を図る。
- 退任の意思表示者には、その場では引き止めはせず少し時間を置いて本人へ、縁があり民生委員になり30名の仲間と巡り会えたので退任後は気持ちが吹っ切れ家に引きこもると思うので、もう少し続けたら…と悟ってみる。
- 本民児協ではそれ程、中途退任は多くないが、基本的に本人の意思を尊重し、それなりの理由がある事なので、特に強く留任等の働きかけはしないようにしている。ただ、日常の活動において私達の活動や立場が大きな負担とならないよう、そして楽しく活動していけるような配慮に心がけている。
- 初めての事なので、どの様に取り組んだらよいか戸惑ってます。会員皆で取り組みたいと思っています。

II 委員候補者の発掘

設問5 候補者探しを開始する予定時期【単一回答】

	旭川市N=34		他市 [※]	
	個数	割合	個数	割合
ア. 令和3年6月以前	2	5.9%	14	6.7%
イ. 令和3年7～9月頃	0	0.0%	9	4.3%
ウ. 令和3年10～12月頃	6	17.6%	57	27.3%
エ. 令和4年1～3月頃	11	32.4%	61	29.2%
オ. 令和4年4月以降	15	44.1%	65	31.1%
無回答	0	0.0%	3	1.4%
合計	34	100.0%	209	100.0%

※ 函館市を除くN=209

設問6 候補者探しを中心的に進める者【単一回答】

	旭川市N=34		他市 [※]	
	個数	割合	個数	割合
ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）	23	67.6%	77	36.8%
イ. 民児協事務局	0	0.0%	21	10.0%
ウ. 行政	0	0.0%	64	30.6%
エ. その他	11	32.4%	47	22.5%
合計	34	100.0%	209	100.0%

※ 函館市を除くN=209

エ. その他の記載内容（10）

- ・町内会長
- ・町内会長
- ・退任される町内会
- ・担当地域の町内会長
- ・町内会役員等
- ・町内会等の関係者及び委員
- ・町内会連合会役員 市民地区委員会
- ・各地区市民委員会
- ・市民委員会
- ・地域の民生委員会や地区社協などに協力

設問7 候補者の推薦を依頼している機関・団体【複数回答】

	旭川市N=34		他市 [※]	
	個数	割合	個数	割合
ア. 自治会・町内会（推薦準備会で実施する場合も含む）	34	100.0%	189	90.4%
イ. 社会福祉協議会	15	44.1%	13	6.2%
ウ. 社会福祉施設・相談支援事業所	1	2.9%	2	1.0%
エ. 福祉・ボランティア・NPO関係団体	5	14.7%	6	2.9%
オ. 教育関係機関	3	8.8%	13	6.2%
カ. PTA関係者	6	17.6%	25	12.0%

キ. 民間企業・事業者	1	2.9%	7	3.3%
ク. 地域サークル	3	8.8%	17	8.1%
ケ. 行政が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない	34	100.0%	12	5.7%
コ. 現任委員が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない	8	23.5%	58	27.8%
サ. その他	2	5.9%	19	9.1%

※ 函館市を除くN=209

サ. その他の記載内容 (2)

- ・現在委員の推薦
- ・現任委員が探す

設問8 候補者が見つかった場合に依頼(打診)を行う主な者【単一回答】

	旭川市N=34		他市 [※]	
	個数	割合	個数	割合
ア. 民児協会長等役員(連合会長も含む)	29	85.3%	110	52.6%
イ. 行政職員以外の民児協事務局	0	0.0%	6	2.9%
ウ. 行政職員(部課長等の管理職員)	0	0.0%	24	11.5%
エ. 行政職員(一般職員)	0	0.0%	26	12.4%
オ. 市町村長	0	0.0%	1	0.5%
カ. その他	5	14.7%	42	20.1%
合計	34	100.0%	209	100.0%

※ 函館市を除くN=209

エ. その他の記載内容 (5)

- ・前任委員
- ・退任委員、市民委員会
- ・町内会連合会(地区市民委員会)役員
- ・町内会長や市民委員会役員
- ・推薦準備会

設問9 候補者への就任依頼にあたって、独自に作成している説明資料【単一回答】

	旭川市N=34		他市 [※]	
	個数	割合	個数	割合
ア. 独自の説明資料がある	9	26.5%	25	12.0%
イ. 独自の説明資料はない	25	73.5%	173	82.8%
ウ. その他	0	0.0%	11	5.3%
合計	34	100.0%	209	100.0%

※ 函館市を除くN=209

設問10 道民児連で作成・無償提供を予定する説明資料の活用【単一回答】

	旭川市N=34		他市 [※]	
	個数	割合	個数	割合
ア. 活用したい	33	97.1%	188	90.0%
イ. 特に必要ない	1	2.9%	20	9.6%
ウ. その他	0	0.0%	1	0.5%
合計	34	100.0%	209	100.0%

※ 函館市を除くN=209

設問11 委員候補者探しにあたっての工夫【自由記述】

- 各委員に候補者を探してもらっている。主に自分の地区委員、町内会長に探してもらう。
- 色々な人と話をし情報入手。
- 前任委員の推薦。
- 地域推薦委員会の推挙。
- 適任者が居ない場合、行政の高齢者名簿等閲覧時に前任委員と共に適任と思われる方をチェック、依頼に向ける。共に適任と思われる方をチェック。依頼に向ける。(ただし、この方法は64歳未満の方を確認できないのが難)
- 退任委員が町内会長に委員候補者を探してくれる様早めに依頼する。
- 甘い言葉掛け（月1回例会に出るだけ等）でなく、実情を説明し理解を頂く。そうしないと1期で退任する委員が多くなり、民児協に対する不満が出てくる。
- 各町内会の役員や小中学校のPTA役員の情報を参考にする。
- 委員候補者については、民生委員会や地区町内会長と話合う。
- 地域のイベント(敬老会、社協ボランティア会議、サークル活動)に民協役員がリサーチを行う。
- 現任委員に候補者の推薦をお願いはしている。
- 現任者の情報が中心。
- 旭川市として推薦準備会委員を囑託。委員による候補者探し。
- 候補者探しをしやすい委員の選任。
- 退任意向者が担当町内会長へ伝える。その際もし後任適任者が居た場合は、その事を町内会長にも伝える。
- 地域町内会長への依頼となるので、町内会長へ依頼状、推薦条件必要書類等を配布しての委託となっている。
- 初めての事ですが、適任者が居ないかを色々な所に声を掛ける様に心掛けたいと思う。

Ⅲ 民生委員審査専門分科会審査方針に対する意見について

1 年齢制限について

設問12 新任民生委員児童委員の年齢制限【単一回答】

	旭川市N=34		他市*	
	個数	割合	個数	割合
ア. 年齢制限を撤廃するべき※	3	8.8%	127	60.8%
イ. 69歳未満にするべき	2	5.9%	19	9.1%
ウ. 現状のまま（72歳未満）でよい	21	61.8%	7	3.3%
エ. 75歳未満にするべき	4	11.8%	42	20.1%
オ. 78歳未満にするべき	4	11.8%	10	4.8%
カ. その他	0	0.0%	3	1.4%
無回答	0	0.0%	1	0.5%
合計	34	100.0%	209	100.0%

※ 函館市を除くN=209

※ 旭川を除く他市は、現状値が「基準を設けてない（上記アに該当）」である

「ア. 年齢制限を撤廃するべき」の理由

- 健康で元気な委員は80歳過ぎても活動が可能と考える。
- 委員を受諾できれば年齢制限は不要と考える。
- 年齢ではなく、その委員の地域に対するボランティア意識の問題だと考える。本人に体力と意欲があれば年齢は関係ないような気がします。

「イ. 69歳未満にするべきの」の理由

- 以前からの考え方と同じで、新任委員さんに3期以上の活動をお願いしたいと考えています。

「ウ. 現状のまま（72歳未満）でよい」の理由

- 引き下げても、勤めている人が多く、引く受け手が少ない、引き上げてもすぐや辞めなければならないし、設問13.の解答の通り心配事もある。【注：設問13. 回答認知症になって来たら辞すという本人の覚悟や家族の進言があればよいが、無自覚のまま認知症が進み、民児委員活動も後任委員への引継ぎも困難になった例を見て来た。よって75歳は節目かと思う。】
- できるだけ若返りに努めたいが、現状では困難、健康で活動に支障がなければ年齢にこだわる必要はないかもしれないが、一つの区切りとして設定は必要と思う。
- 短期退任を防止するため。
- 体力、気力面を考えると現状で良いと思います。
- 就業年齢が上がっているが、年齢条件を変えれば対応できるとも思えない為。
- 現状で問題がないので。
- 特例を付して現状のままよい。(やむを得ない場合75歳未満まで許容とする等)
- 高齢で活動することは、個人差はあると思うがフットワーク良く動く事ができなくなる等、困難な状況もあり得ることから、委嘱年齢に一定の制限を設けることが必

要と思う。

- 長く経験を積んでもらうことを想定する立場で、現状が適切なところと考える。
- 適切な年齢基準だと思う。

「エ. 75歳未満にするべき」の理由

- 体力的に限度がある。
- 新任の場合の年齢制限を設ける合理的な理由は考えられない。要するにその人物によるし、新任研修を充実させれば問題はない。

「オ. 78歳未満にするべき」の理由

- 民生委員の“なり手不足”は深刻であり、年齢制限について引き上げるべきである。
- 現状での選任では、定年延長で仕事に就かれ時間的余裕がないなどの理由で断られるケースがある。又、適任者を現在の年齢制限で選ぶ事が困難で年齢制限を上げる必要があります。
- 定年退職年齢が上昇している為、後任者を見つけづらい。

「カ. その他」の理由

設問13 再任民生委員児童委員の年齢制限【単一回答】

	旭川市N=34		他市 [※]	
	個数	割合	個数	割合
ア. 年齢制限を撤廃するべき	5	14.7%	68	32.5%
イ. 69歳未満にするべき	0	0.0%	3	1.4%
ウ. 72歳未満にするべき	0	0.0%	3	1.4%
エ. 現状のまま（75歳未満）でよい	19	55.9%	110	52.6%
オ. 78歳未満にするべき	10	29.4%	22	10.5%
カ. その他	0	0.0%	2	1.0%
無回答	0	0.0%	1	0.5%
合計	34	100.0%	209	100.0%

※ 函館市を除くN=209

「ア. 年齢制限を撤廃するべき」の理由

- 政治家も80歳以上の方が現職で頑張っている。元気な委員には年齢は不要。
- 委員を受諾できれば年齢制限は不要と考える。
- 年齢ではなく、その委員の地域に対するボランティア意識の問題だと考える。本人に体力と意欲があれば年齢は関係ないような気がします。
- 再任の方は、地区内で民生委員の実績も評価できるので、適任者については年齢制限を撤廃すべきである。
- 現状の例外的、78歳未満の者も認めるが、理由書を添付することが義務付けられており、78歳未満の退任者が多く健康でまだまだ委員として活躍できるので年齢制限を上げる必要がある。

「イ. 69歳未満にするべき」の理由

なし

「ウ. 72歳未満にするべき」の理由

なし

「エ. 現状のまま（75歳未満）でよい」の理由

- 認知症になってきたら辞すという本人の覚悟や家族の進言があればよいが、無自覚のまま認知症が進み、民児委員活動も後任委員への引継ぎも困難になった例を見て来た。よって75歳は節目かと思う。
- できるだけ若返りに努めたいが、現状では困難、健康で活動に支障がなければ年齢にこだわる必要はないかもしれないが、一つの区切りとして設定は必要と思う。健康で活動に支障がなければ78歳超えても良いのかも。
- 委員には、気力が必要。
- 体力…気力面を考えると現状で良いと思います。
- 年齢を上げる事により、けじめがつけにくくなると思われる。
- 現状で問題がないので。
- 後継者を育てるために定年はあった方がよい。
- 選考過程で出てくる話が、他に適任者がいない話から始まる。選考で適任者を探さない傾向が見受けられる。
- 「理由書は原則1回のみ提出できる」と決めても良いのでは、80歳以上になると活動にどうしても無理が生じる様に感じます。
- 人によっては78歳以上でも元気に活躍できる方もいるとは思いますが、一般的には一つの区切りとして「長くて78歳まで」の方が良いと思う。
- 適切な年齢基準だと思う。

「オ. 78歳未満にするべき」の理由

- 今は75歳過ぎても元気な高齢者が多いので、地区の市民委員会（町内会）・社会福祉協議会の役員では78歳以上の人が結構いる。
- 78歳超えたら更に3年を期限として1年更新。更新については地区役員が判断。
- 少しでも長く続けて欲しい。
- 80歳を超えてまで民生委員児童委員として活動を期待すべきではないと思う。後継者を育てる機運が薄れる。
- 例外的年齢制限を設ける必要はなく、その委員が活動に支障がない場合は年齢を引き上げても構わない。
- 定年退職年齢が上昇している為、後任者を見つけづらい。

「カ. その他」の理由

設問14 新任主任児童委員の年齢制限【単一回答】

	旭川市N=34		他市 [※]	
	個数	割合	個数	割合
ア. 年齢制限を撤廃するべき	5	14.7%	56	26.8%
イ. 原則50歳未満にするべき	0	0.0%	7	3.3%
ウ. 現状のまま（原則55歳未満）でよい	1	2.9%	72	34.4%
エ. 原則65歳未満にするべき	16	47.1%	57	27.3%
オ. 原則75歳未満にするべき	9	26.5%	15	7.2%
カ. その他	3	8.8%	1	0.5%
無回答	0	0.0%	1	0.5%
合計	34	100.0%	209	100.0%

※ 函館市を除くN=209

「ア. 年齢制限を撤廃するべき」の理由

- 70歳過ぎても主任児童委員が可能。保護司は80歳まで可能である。
- 民生児童委員との役割は同一と見なすから。
- 年齢ではなく、その委員の地域に対するボランティア意識の問題だと考える。本人に体力と意欲があれば年齢は関係ないような気がします。
- 民生委員と同じで良いと思う。年齢が若い方がメリットがあるというような様子、内容となっていない。

「イ. 原則50歳未満にするべき」の理由

なし

「ウ. 現状のまま（原則55歳未満）でよい」の理由

なし

「エ. 原則65歳未満にするべき」の理由

- 現役でお仕事をされている方が多い年齢層はなり手が制限されやすいと思うので……。
- 子育て等に関心を持って活動してもらうには、現状の年齢が限度と思う。
- 対象者が「児童」という若い人と接する機会が多い為、それだけ対象者の気持ちになって対応できるだろうか？それ以上年を重ねると。
- 現状でよい。
- 現状で問題がないので。
- 共働き世帯が多くなった時代ですが、児童虐待が増加傾向にある関係から子育て世代に近い世代の選考が、地区民児協の活動に生かせると思います。
- 若い世代は仕事、家庭となかなか集中できずらいと思うし、あまり高齢に近くなっても集中出来ないと思う。
- 適切な年齢基準だと思う。

「オ. 原則75歳未満にするべき」の理由

- 引く受け手不足の折、民児委員と同じがよいのではないか。

- 主任児童委員も民生委員と同じで良い。
- 郡部においては、主任児童委員のなり手が少なく、民生委員の中から選出することが容易である。
- 民生委員児童委員と統一するべきと思う。現職で働いている方が多くなっている。
- 現状での選任では、定年延長で仕事に就かれ時間的余裕がないなどの理由で断られるケースがある。又適任者を現在の年齢制限で選ぶ事が困難で年齢制限を上げる必要があり、民生委員児童委員と同じ年齢制限に上げる。
- 区域を担当する民生委員児童委員と同じでよい。
- 定年退職年齢が上昇している為、後任者を見つけづらい。

「カ. その他」の理由

- 仕事を持っている方も多く、時間がなく、出来ないかと断られる事が多い。もう少し上げてほしいと思う。
- 民生委員、児童委員と同じく。
- 民生委員児童委員と同じ年齢制限にしてもよいと思う。担い手確保のため。

設問15 再任主任児童委員の年齢制限【単一回答】

	旭川市N=34		他市※	
	個数	割合	個数	割合
ア. 年齢制限を撤廃するべき	7	20.6%	61	29.2%
イ. 原則50歳未満にするべき	0	0.0%	1	0.5%
ウ. 現状のまま（55歳未満）でよい	0	0.0%	53	25.4%
エ. 原則65歳未満にするべき	13	38.2%	61	29.2%
オ. 原則75歳未満にするべき	10	29.4%	30	14.4%
カ. その他	4	11.8%	2	1.0%
無回答	0	0.0%	1	0.5%
合計	34	100.0%	209	100.0%

※ 函館市を除くN=209

※ 旭川を除く他市は、現状値が「原則65歳未満（上記エに該当）」である

カ. その他の記載内容（2）

- ・70歳位？
- ・原則78歳未満

「ア. 年齢制限を撤廃するべき」の理由

- 民生委員と同じにして欲しい。
- 民生児童委員との役割は同一と見なすから。
- 年齢ではなく、その委員の地域に対するボランティア意識の問題だと考える。本人に体力と意欲があれば年齢は関係ないような気がします。
- 活動実績の立派な人もいますので、再任については、年齢制限を撤廃して欲しい。
- 現状での例外的68歳未満の者も認めるとありますが、健康でまだまだ委員として活躍できるので、民生委員児童委員と同じ年齢制限に上げる必要がある。
- 民生委員と同じで良いと思う。

「イ. 原則50歳未満にするべき」の理由

なし

「ウ. 原則55歳未満にするべき」の理由

なし

「エ. 現状のまま（原則65歳未満）でよい」の理由

- 活動担当の地域の広域性を考えると、現行が良いと思います。
- 担当エリアが全地区になるので、行動力が必要であり現状の年齢が限度と思う。
- 対象者が「児童」という若い人と接する機会が多い為、それだけ対象者の気持ちになって対応できるだろうか？それ以上年を重ねると。
- 現状で良い。
- 現状で問題がないので。
- 主任児童委員には、民生委員児童委員になって頂きたいと考えています。

「オ. 原則75歳未満にするべき」の理由

- 主任児童委員も民生委員であるということからこの年齢制限でいいと思います。
- 民生委員児童委員と同じで良いのではないかと思います。
- 引き受け手不足の折、民児委員と同じが良いのではないかと。
- 郡部においては、主任児童委員のなり手が少なく、民生委員の中から選出することが容易である。
- 体力面を考えると。
- 定年退職年齢が上昇している為、後任者を見つけづらい。
- なり手不足の解消。専門的な知識の積み重ねが必要だと思うので少しでも長い期間活動できるように。

「カ. その他」の理由

- 現状の新任・再任共65歳未満としているのはなぜか？60歳代で新任の場合活動期間が短い。若い世代でなり手がれば良いが。
- 民生委員、児童委員と同様に。
- 民生委員児童委員と同じ年齢制限にしてもよいと思う。担い手確保のため。
- 区域を担当する民生員児童委員と同じでよい。

設問16 主任児童委員の年齢制限延長【単一回答】

	旭川市N=34	
	個数	割合
ア. 年齢制限を撤廃するべき	8	23.8%
イ. 現状のまま（65歳未満）でよい	15	44.1%
ウ. 69歳未満にするべき	0	0.0%
エ. 72歳未満にするべき	3	8.8%
オ. 78歳未満にするべき	2	5.9%
カ. その他	6	17.6%
無回答	0	0.0%
合計	34	100.0%

カ. その他の記載内容 (2)

- 75歳未満
- 78歳未満

「ア. 年齢制限を撤廃するべき」の理由

- 民生委員と主任児童委員との役割を分けている事自体、最近の状況としては不合理である。
- なり手不足の解消の一つとして、民生委員児童委員と主任児童委員を兼務できる体制は考えられないでしょうか。もちろん年齢制限を撤廃して。
- 民生委員と同じく、主任児童委員の年齢制限を撤廃して欲しい。
- 現状での例外的68歳未満の者も認めるとありますが、健康でまだまだ委員として活躍できるので、民生委員児童委員と同じ年齢制限に上げる必要がある。
- 定年退職年齢が上昇している為、後任者を見つけづらい。
- 民生委員と同じで良いと思う。

「イ. 現状のまま（65歳未満）でよい」の理由

- 主任児童委員は、主に女性が多いのでこれ以上の高齢化は無理と思う。
- 対象者が「児童」という若い人と接する機会が多い為、それだけ対象者の気持ちになって対応できるだろうか？それ以上年を重ねると。
- 現状で問題がないので
- 地域で選考が難しい所もあると思います。理由書等で対応は出来ないのでしょうか。
- なり手不足の解消ため、妥当だと思う。

「ウ. 69歳未満にするべき」の理由

なし

「エ. 72歳未満にするべき」の理由

- 例外は必要。
- 郡部においては、主任児童委員のなり手が少なく、民生委員の中から選出することが容易である。

「オ. 78歳未満にするべき」の理由

- 60歳代の女性は大体が仕事に就いているので、高齢者でも元気で（足、腰、聴力等）能力があれば、仕事が可能と考えます。

「カ. その他」の理由

- 主任児童委員も民生委員であるということから。
- 民生委員児童委員と同じで良いのではないかと思います。
- 引き受け手不足の折、民児委員と同じがよいのではないか。
- 地区担当と同等でも良いと思う。
- 民生委員児童委員と同じ年齢制限にしてもよいと思う。担い手確保のため。
- 年齢制限を区域担当民生委員児童委員と主任児童委員を同じにするべきである。それで不都合はない。

2 一般要件について

設問17 居住年数【単一回答】

	旭川市N=34		他市※	
	個数	割合	個数	割合
ア. 居住年数要件は撤廃すべき	5	14.7%	84	40.2%
イ. 現状のまま（5年以上居住）でよい	21	61.8%	86	41.1%
ウ. 居住要件年数を4年以上にするべき	0	0.0%	1	0.5%
エ. 居住要件年数を3年以上にするべき	7	20.6%	15	7.2%
オ. 居住要件年数を2年以上にするべき	1	2.9%	15	7.2%
カ. 居住要件年数を1年以上にするべき	0	0.0%	5	2.4%
キ. その他	0	0.0%	2	1.0%
無回答	0	0.0%	1	0.5%
合計	34	100.0%	209	100.0%

※ 函館市を除くN=209

「ア. 居住年数要件は撤廃すべき」の理由

- Uターンによる居住の例が考えられる。
- 新任を選ぶのに、居住年数を明記することになっているが、定例会に諮って決めるので、地区協議会に任せて明記は必要ない。
- その人間性が大きな条件となるので居住年数は意味がない。

「イ. 現状のまま（5年以上居住）でよい」の理由

- 2・3年では、マンションの増加でなかなか分からない事が多いので、5年が良いと思います。
- 地域の状況把握は、自身が住みながら生活しながらの中で情報収集することが良いのではないかと思うからです。
- 地域住民との信頼関係を築くためには、1年や2年では出来ないと思うので現状のままで良いと思う。例外があっても良いと思います。
- 地域の現況をある程度、理解していなければならない。
- 地域を知っていることが大事である。

- 居住年数は、その地区の状況を正しく把握する事が必要で、現状のままとすべきである。
- 現状で問題がないので。
- 地域に解け込んだ人の方が活動がスムーズである。
- 地域の状況把握が必要であるため。
- 地域に溶け込むには、この年数は必要と思われるので。

「ウ. 居住要件年数を4年以上にするべき」の理由

なし

「エ. 居住要件年数を3年以上にするべき」の理由

- 熱意のある民児委員候補者は居住年数に拘らず発掘したい。しかし、それを見極めるために2年は要すると思う。
- 地域活動への不参加、福祉への関心、熱意等を重視する。
- 3年ごとの一斉改選と同じという考え方です。
- 石の上に3年という言葉もあるし、3年過ぎれば把握が出来ると思います。
- 将来の事も考え。
- 定年退職年齢が上昇している為、後任者を見つけづらい。

「オ. 居住要件年数を2年以上にするべき」の理由

- 地域の状況にある程度把握していることが望ましいが、2年で十分である。委員就任後も常に状況把握をし続ける。

「カ. 居住要件年数を1年以上にするべき」の理由

なし

「キ. その他」の理由

なし

設問18 定例会出席率【単一回答】

	旭川市N=34		他市※	
	個数	割合	個数	割合
ア. 出席率要件は撤廃するべき	4	11.8%	36	17.2%
イ. 現状のまま（出席率60%以上）でよい	29	85.3%	153	73.2%
ウ. 出席率要件は50%以上にするべき	0	0.0%	15	7.2%
エ. 出席率要件は40%以上にするべき	1	2.9%	0	0.0%
オ. 出席率要件は30%以上にするべき	0	0.0%	1	0.5%
カ. その他	0	0.0%	4	1.9%
合計N=243	34	100.0%	209	100.0%

※ 函館市を除くN=209

「ア. 出席率要件は撤廃するべき」の理由

- 仕事行事と重なる委員もいるので不要と思われる。
- 「出席しなくてよい」とはならないが、率でしぼる事は不要。欠席した時の対応策が各民児協にあれば問題はないだろう。
- 出席率については、悪意あっての欠席であれば、きっと程なく自ら辞退していくであろうし、健康上やむなくの場合は、長い目で見守ってあげることも必要である。

「イ. 現状のまま（出席率60%以上）でよい」の理由

- それぞれのご家庭の事情で介護やその他の地域活動に携わる事があるため、現状を希望します。
- 月に1回のことなので全員100%出席が目標です。現状のままでは最低のラインだと思います。
- （定例会に出席しなければ）資料の受け取りだけでは、補足の説明や他の委員からの情報などが入りにくくなり、自己流活動となりがちになる。
- 常に出席率だけでなく、出席できなかった理由についても考慮すべき目安として要件はあっても良いと思う。当民児協は出席率は良い。
- 定例会の交流などでは、地区民児協は存続できなくなる。
- 主席率を下げると会が成りたたなくなる。
- 出席率60%は少し低い気がします。せめて80%の出席率が欲しい。定例会が我々民生委員の活動の原点であるという意識を持って欲しい。
- 委員同志の信頼や結束力が出来来ると思います。
- 定例会の出席は大事と思われる。
- 当地区の出席率は、90%以上で出席率良好であるが、その中にいろいろな事情で出席できない人がいるのであれば、現状のままが良い。
- 現状で問題がないので。
- 定例会は各委員間の情報共有と問題解決の場として有効であり、出席率を下げると活動に支障が考えられる。
- 殆どの委員は60%以上の出席を満たしている。
- 出席率60%以上でないと委員間の意思疎通が行われないので現状が良い。
- 各種制度、事業等活動に必要な情報を把握するために定例会にある程度参加できる環境が必要で、この環境がなければ地域住民への情報提供に不公平が生ずることがあるため。
- 現状で不合理はない。
- 妥当な割合だと思う。

「ウ. 出席率要件は50%以上にすべき」の理由

なし

「エ. 出席率要件は40%以上にすべき」の理由

なし

「オ. 出席率要件は30%以上にすべき」の理由

なし

「カ. その他」の理由

なし

設問19 時間的余裕【単一回答】

	旭川市N=34		他市※	
	個数	割合	個数	割合
ア. 活動時間の要件は撤廃すべき	15	44.1%	118	56.5%
イ. 現状のまま（14時間以上）でよい	13	38.2%	61	29.2%
ウ. 概ね週7時間以上（1日あたり1時間）に変更すべき	5	14.7%	20	9.6%
エ. 概ね週4時間以上（1日あたり30分程度）に変更すべき	1	2.9%	9	4.3%
オ. その他	0	0.0%	1	0.5%
合計N=243	34	100.0%	209	100.0%

※ 函館市を除くN=209

「ア. 活動時間の要件は撤廃すべき」の理由

- その委員にあった活動の仕方で良いと思います。
- 個々で活動時間の取り方に差があるため、訪問活動など自分のペースできちんと成されれば要件は不要。
- 時季に活動の変化があり、活動時間を縛らなくて良い。
- 週〇〇時間以上にこだわる必要はないと思う。地区の状況により内容・活動時間も様々。
- なり手が居なくなる。
- 委員に対する活動の強要につながるおそれがある。民生委員は「御用聞き」ではない。地域の必要に応じた活動が求められる時代ではないでしょうか。
- 意識は低いと思われる。
- 活動時間を決めても、委員が活動内容を見極め色々活動しているので、新任委員を選ぶ時に活動時間を伝える事はしなくてもよい。
- 活動の意欲があり地域住民に対し支援活動が行われるならば、時間の設定は必要としない。
- 元々の週14時間以上の根拠があいまいと考える。仕事を持ちながらの委員も多く、それぞれが動ける時間の中で活動しているのが現状である。

「イ. 現状のまま（14時間以上）でよい」の理由

- 定例会の日には、あらかじめ分かっているがどうしても都合が悪く欠席の場合もあるので14時間でよいと思います。
- 現時点で委員各々で個人差があります。できる事をできる範囲で行うという意識があるように感じています。
- 活動の目安として、週14時間以上は現状のままで良い。

- 現状で問題がないので。
- 委員として目安がある事で責任感を持って活動する事が出来ると思う。
- 地域、委員により格差が出ている。

「ウ. 概ね週7時間以上（1日あたり1時間）に変更すべき」の理由

- 週14時間となると「1日当たり2時間」で委員候補をしぼりこむのに非常に厳しい。実際の委員活動は7時間で十分である。
- 条件の緩和は是非ともお願いしたいところです。
- なり手不足の解消。仕事を持っている人も、活動が可能な時間。

「エ. 概ね週4時間以上（1日あたり30分程度）に変更すべき」の理由

- 拘束を強めると“なり手”がいなくなると思います。

「オ. その他」の理由

なし

設問20 なり手不足の課題や、道民児連の取り組み等に対する意見【自由記述】

- 地域が高齢者が多く、若い世代が少なくなり手不足の課題が大変あります。今からこの事について役員とも悩んでいます。欠員の地域が出るかもしれません。
- 地域の町内会、自治会等の役員のなり手も不足し役員は何年も同じ顔ぶれで高齢化している。近年、定年延長や退職後の再就職等で高齢迄働く人が増えたことに加え、近隣の繋がりを疎ましく思う人も増え社会奉仕の精神の欠如を感じる。本年、全国民児連のACジャパン広告や、道民児連の【フリーペーパー「みんせい!」とは】等、民児委員の広報活動に向け動き始めている様だか、まずは知ってもらう事。関心を持ってもらう事への働きかけをお願いしたい。行政に対しても、仕事をおろしてくるだけでなく、積極的な雰囲気作りや支援をお願いして頂きたい。
- 民生委員って何？どんな事してるの？まだまだ理解されていないことが多い。民生委員は大変とのイメージが強い。PRの方法に工夫が必要と思います。仕事を持っていると平日の日中の活動が難しい。研修会等参加したいが出来ない場合もあります。平日の方が都合がよいという場合もあるかと思えます。時には平日18時からや、土・日開催もあっても良いかと思えます。
- 民生委員児童委員の制度自体の見直しを進めるべき。社会環境、生活環境の変化から民生委員が果たすべき役割の必要性や、やりがい認められなくなっている。地区社協との人的交流で補う事で公的な立場から民間ボランティア的に変化させていく方がベターではないだろうか？制度としてあるがばかりに、色んな行事やセミナーを開催していかなければならない事に少し疑問を感じている。又、コロナ禍で生活福祉資金制度を利用した民生委員が退任せざるを得なかった事に不満を持っている。誰の為の制度なのかを見直して、硬直では制度・改革を早急に行わなければ、なり手不足はますます深刻化していくと思う。
- 全道研修会等が札幌市で開催されたことが多々あります。しかし、札幌市の民生委員

- 児童委員の出席はありません。なぜなのでしょう？その辺の組織体制がよくわかりません。
- 年齢制限の撤廃についての項目がありましたが、もし、導入するならば、健康診断等の証明書を提出する等を考えてみたらどうでしょうか？（高齢者ゆえ、寒い冬や暑い夏を考えると体が心配です。）
 - 当地区は、市民委員会、町内会長等の協力により、民生委員の後継者についても欠員とならない様に留意している。活動状況良好な人に付いては、年齢制限撤廃を検討して欲しい。民生委員と主任児童委員は年齢制限に付いて新任も再任も同条件にすべきである。
 - なり手付足は永遠の課題と思う。委員就任になった場合、メリットを与えるよう検討しては？企業でも、社会貢献を打ち出しています。役所の指名願いに貢献した企業はポイントが上がります。委員に何か得点をもたらす方法は？地域によって行政の支援が行き届いている所と推薦委員会に委ねている所があります。前者の調整が必要と思われれます。民生委員児童委員のOBに協力頂きバランス役をお願いし、現職委員の負担軽減を。民生委員児童委員の地域貢献が増している。実態調査し軽減策を考えてほしい。
 - 主任児童委員制度ですが、地域内の児童数との連動が図られていないように思います。
 - 協議の結果、当地区において高齢者比率が年々高くなり民生委員児童委員を選ぶのに困難を極め、年齢制限撤廃を検討し高齢委員には健康を考え基準を定め、理由書（健康内容）の提出などが必要だと思います。又、民生委員児童委員及び主任児童委員の日々の活動内容等をPRし、地域の協力をお願いし、活動の理解を求めながら新任委員の発掘を図る。
 - 民生委員児童委員及び主任児童委員の活動内容が多岐にわたっていることから、活動内容のスリム化が求められる。
 - 新任研修の充実はもとより、経験年数に応じた研修体制の構築が必要である。
 - 旭川市民児協の定数は以下の通りである。・10人未満～0・10人以上20人未満～13（38.2%）・20人以上30人未満～11（32.4%）・30人以上40人未満～10（29.4%）・40人以上～0【※最小11※最大38】このことから活動しやすい規模（定数）＝適正な規模を検討してはどうか。（市の条例にも関わるが）⇒大規模になればなるほど運営しづらいのではないかと。
 - 何よりも基盤となる単位民児協の運営のあり方や活性化が求められている。委員一人ひとりを大切に。楽しく居心地の良い組織に。互いに尊重し合い、助け合える組織に、など。
 - 全道研究大会などに参加すると、後任者は自治体を選出しているところもある聞きます。自治体の規模によるとは思いますが、羨ましい限りです。世の中が大きく変化している中で、民生児童委員の役割や就任条件、活動すべき内容等々について、見直す事は大変意義のある事だと思っています。是非良い方向を出して欲しいと願っています。
 - 改選期の年には市町村をあげて、又市民委員や町内会の会長宛に地域における適任者の人選に関する依頼をアナウンスして欲しいと思います。自分が退任したいが為に、

あまり適任と思えない人材にも声を掛ける事もあると思う。

調查票

No.	コード
-----	-----

民生委員児童委員の選任にかかる実態と意向に関する調査調査票④【単位民児協用】

市町村	旭川市	単 位 民児協名	
-----	-----	-------------	--

本調査は令和4年12月に予定されている一斉改選に向けて、全道的な取り組み実態を把握することで、委員候補者の発掘や、退任意向のある委員への留任の働きかけの手立て等を研究することを目的に実施するものです。また、民生委員審査方針の意見集約も行き、北海道への意見具申も視野に入れています。

【調査票に関する問い合わせ】

設問にご不明な点がありましたら、道民児連（担当：馬川）にお問い合わせください。
北海道民生委員児童委員連盟 TEL 011-261-2181 / E-mail umakawa@dominjiren.or.jp

【調査票の返送】

調査票の記入が終わりましたら、7月31日までに同封の返信用封筒により下記にご返送ください。なお、返信用封筒には調査票以外の書類は絶対に入れないでください。

回答後の提出先

〒004-0022 札幌市厚別区厚別南2丁目7-28
一般社団法人ウェルビーデザイン《業務委託先》

I 早期退任者の留任に関する取り組みについて

民生委員児童委員の年齢制限は、国が示す基準を参酌し各地方自治体が設置する社会福祉審議会（民生委員審査専門分科会）によって定められ、原則75歳未満とされています。しかし、令和元年一斉改選の結果をみると、約半数の民生委員児童委員が75歳未満で退任している実態があり、その傾向は任期が短いほど高い割合を示していることが明らかになりました。年齢要件を満たしている退任意向のある委員の留任の働きかけ等について、その実態を伺います。

設問1 次回の一斉改選は令和4年12月です。この一斉改選に向けて、任期満了による退任の意向を確認する時期（予定）について、最も近い時期をお答えください。【ひとつだけに○】

- | | |
|----------------|--------------|
| ア. 令和3年6月以前 | エ. 令和4年1～3月頃 |
| イ. 令和3年7～9月頃 | オ. 令和4年4月以降 |
| ウ. 令和3年10～12月頃 | |

設問2 一斉改選に向けた任期満了による退任意向の確認は主に誰が行っていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）

- イ. 行政職員以外の民児協事務局
- ウ. 行政職員（部課長等の管理職員）
- エ. 行政職員（一般職員）
- オ. 市町村長
- カ. その他（_____）

設問3 一斉改選や中途退任の意向を示された際、活動継続が可能と思われる75歳未満の委員に対して、主に誰が留任の働きかけをしていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 特に留任の働きかけをしていない
- イ. 民児協会長等役員（連合会長等も含む）
- ウ. 行政職員以外の民児協事務局
- エ. 行政職員（部課長等の管理職員）
- オ. 行政職員（一般職員）
- カ. 市町村長
- キ. その他（_____）

設問4 一斉改選や中途退任の意向を示された委員に対する働きかけなど、留任に向けて工夫していることがあればお書きください。

II 委員候補者の発掘について

全国的に民生委員児童委員の“なり手不足”は大きな問題となっています。その背景には、企業の定年年齢の延長、過疎化・高齢化する地域での適任者の不足、「民生委員活動は大変だ」というイメージが定着化しているなど、さまざま原因があるとされています。本連盟の調べによると、令和2年4月1日時点で、72歳を超える委員は2,288人（全体の23.7%）に上ることが明らかになっており、次期一斉改選においては、ますますこの“なり手不足”の問題が深刻化することが見込まれます。次期一斉改選に向けた委員候補者の発掘等について伺います。

設問5 次回の一斉改選に向けて、委員候補者探しをいつ頃予定していますか。最も近い時期をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア. 令和3年6月以前
- イ. 令和3年7～9月頃
- ウ. 令和3年10～12月頃
- エ. 令和4年1～3月頃
- オ. 令和4年4月以降

設問6 一斉改選に向けた委員候補者探しについて、関係者への推薦依頼等、主にどの機関・団体が中心となって進めていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）
- イ. 民児協事務局
- ウ. 行政
- エ. その他（_____）

設問7 委員候補者の推薦は、どの機関・団体に依頼していますか。【該当するすべてに○】

- ア. 自治会・町内会（推薦準備会で実施する場合も含む）
- イ. 社会福祉協議会
- ウ. 社会福祉施設・相談支援事業所
- エ. 福祉・ボランティア・NPO関係団体
- オ. 教育関係機関
- カ. PTA関係者
- キ. 民間企業・事業者
- ク. 地域サークル
- ケ. 行政が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない
- コ. 現任委員が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない
- サ. その他（_____）

設問8 候補者が見つかった場合、主に誰が中心となって依頼（打診）を行っていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）
- イ. 行政職員以外の民児協事務局
- ウ. 行政職員（部課長等の管理職員）
- エ. 行政職員（一般職員）
- オ. 市町村長
- カ. その他（_____）

設問9 候補者への就任依頼にあたって、独自の説明資料やパンフレットを作成していますか。【ひとつだけに○】

- ア. 独自の説明資料がある
- イ. 独自の説明資料はない
- ウ. その他（_____）

設問10 道民児連では次回の一斉改選から、候補者向けのパンフレットを作成し無償提供することを検討しています。そのようなパンフレットがある場合、活用したいと思いますか。【ひとつだけに○】

- ア. 活用したい
- イ. 特に必要ない

ウ. その他 (_____)

設問11 委員候補者探しにあたって工夫していることがあればお書きください。

Ⅲ 民生委員審査専門分科会審査方針に対する意見について

民生委員児童委員ならびに主任児童委員の選任基準は、旭川市が定める選任要領にもとづき、「旭川市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会審査方針」（以下、「審査方針」）により定められています。この審査方針についてご意見を伺います。

1 年齢制限について

審査方針では、特別要件として、委員の年齢制限に関して以下のとおり定めています。このことに対するご意見を以下の設問にてお答えください。

ア 地区を担当する民生委員児童委員

新任の場合は原則72歳未満の者とする。ただし、地域の実情により72歳未満の者の選出が困難でやむを得ないと判断できるときは、例外的に75歳未満の者も認めるものとする。

再任の場合は原則75歳未満の者とする。ただし、これまでの活動実績を十分に勘案し、今後の活動に支障がないと認められるものとする。また、地域の実情により75歳未満の者の選出が困難でやむを得ないと判断できるときは、例外的に78歳未満の者も認めるものとする。

イ 主任児童委員

新任・再任とも、原則65歳未満の者とする。ただし、地域の実情により65歳未満の者の選出が困難で、やむを得ないと判断できるときは、例外的に68歳未満の者も認めることとする。

(新任民生委員児童委員の年齢制限)

設問12 新任の区域を担当する民生委員児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い年齢基準とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- | | |
|---------------------|------------------|
| ア. 年齢制限を撤廃するべき | エ. 75歳未満にするべき |
| イ. 69歳未満にするべき | オ. 78歳未満にするべき |
| ウ. 現状のままで(72歳未満)でよい | カ. その他 (_____) |

(設問12の回答の理由)

(再任民生委員児童委員の年齢制限)

設問13 再任の区域を担当する民生委員児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- | | |
|----------------|--------------------|
| ア. 年齢制限を撤廃するべき | エ. 現状のまま(75歳未満)でよい |
| イ. 69歳未満にするべき | オ. 78歳未満にするべき |
| ウ. 72歳未満にするべき | カ. その他() |

(設問13の回答の理由)

(新任主任児童委員の年齢制限)

設問14 新任の主任児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ア. 年齢制限を撤廃するべき | エ. 現状のまま(原則65歳未満)でよい |
| イ. 原則50歳未満にするべき | オ. 原則75歳未満にするべき |
| ウ. 原則55歳未満にするべき | カ. その他() |

(設問14の回答の理由)

(再任主任児童委員の年齢制限)

設問15 再任の主任児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ア. 年齢制限を撤廃するべき | エ. 現状のまま(原則65歳未満)でよい |
| イ. 原則50歳未満にするべき | オ. 原則75歳未満にするべき |
| ウ. 原則55歳未満にするべき | カ. その他() |

(設問15の回答の理由)

(主任児童委員の年齢制限延長)

設問16 主任児童委員の選出について、やむを得ない場合は68歳未満という条件で年齢制限を超えた選出が可能となっています。このことに対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- | | |
|--------------------|---------------|
| ア. 年齢制限を撤廃すべき | エ. 74歳未満にするべき |
| イ. 現状のまま(68歳未満)でよい | オ. 77歳未満にするべき |
| ウ. 71歳未満にするべき | カ. その他() |

(設問16の回答の理由)

2 一般要件について

審査方針では、“地域の状況の把握の程度”など、推薦にあたってのさまざまな一般要件を定めています。このことに対するご意見を以下の設問にてお答えください。

(居住年数)

設問17 審査基準では、“地域の状況の把握の程度”を計る基準として、「その地区に5年以上居住していること。」と定めています。このことに対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ア. 居住年数要件は撤廃すべき | オ. 居住要件年数を2年以上にするべき |
| イ. 現状のまま(5年以上居住)でよい | カ. 居住要件年数を1年以上にするべき |
| ウ. 居住要件年数を4年以上にするべき | キ. その他() |
| エ. 居住要件年数を3年以上にするべき | |

(設問17の回答の理由)

(定例会出席率)

設問18 審査基準では、「再任にあたっては、民生委員協議会(定例会)への出席率が概ね60%以上であること。」と定めています。このことに対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| ア. 出席率要件は撤廃すべき | エ. 出席率要件は40%以上にするべき |
| イ. 現状のまま(出席率60%以上)でよい | オ. 出席率要件は30%以上にするべき |
| ウ. 出席率要件は50%以上にするべき | カ. その他() |

(設問18の回答の理由)

(時間的余裕)

設問19 審査基準では、「民生委員児童委員活動に、概ね週14時間以上時間を割愛できること。」と定めています。このことに対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア. 活動時間の要件は撤廃すべき
- イ. 現状のまま(14時間以上)でよい
- ウ. 概ね週7時間以上(1日あたり1時間)に変更すべき
- エ. 概ね週4時間以上(1日あたり30分程度)に変更すべき
- オ. その他()

(設問19の回答の理由)

設問20 これまでの設問の他、なり手不足の課題や、道民児連の取り組み等に対するご意見があれば、どんなことでも結構ですのお書きください。